

追加議案及び説明 並びに参考資料

令和7年9月定例会

池 田 市

目 次

1	議案第93号 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	1
	説 明	5
	参 考	7
2	議案第94号 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	17
	説 明	19
	参 考	20
3	議案第95号 池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部改正について	22
	説 明	24
	参 考	25
4	議案第96号 池田市建築基準法施行条例の一部改正について	27
	説 明	29
	参 考	30
5	議案第97号 令和7年度池田市一般会計補正予算（第8号）	31

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例等の一部改正について

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例（案）

（池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正）

第1条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正
する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保
連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども
園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあ
っては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条
の2第1項各号）」に改める。

（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正）

第2条 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改
める。

第25条第2項中「修了した保育士（）」の次に「法第18条の29に規定
する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律
第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとさ
れる同法附則第12条の規定による改正前の」を加え、「「国家戦略特別区
域限定保育士」」を「「地域限定保育士等」」に改める。

第 3 1 条、第 3 3 条、第 4 6 条及び第 4 9 条並びに附則第 7 項ただし書及び第 9 項中「国家戦略特別区域限定保育士」を「地域限定保育士等」に改める。

附則第 1 0 項中「又は国家戦略特別区域限定保育士」及び「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

（池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年池田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「保育士（」の次に「法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 1 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 1 2 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する」を加える。

（池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年池田市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項第 1 号中「保育士（」の次に「法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 1 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 1 2 条の規定による改正前の」を加える。

第 1 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例等の一部改正について

- 1 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年池田市条例第 21 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴う引用条項の整理を行うとともに、特定教育・保育施設の職員による虐待等の禁止について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正により幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員による虐待等の禁止に係る規定が新設されたことに伴う所要の整備を行うものであること。

（第 25 条関係）

- 2 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年池田市条例第 22 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

- (1) 児童福祉法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものであること。

（第 15 条関係）

- (2) 家庭的保育事業等の職員の基準について、地域限定保育士制度の一般制度化（従来は、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の規定により児童福祉法の特例として設けられた国家戦略特別区域限定保育士制度において、特定の区域における保育の需要に応じるため、その区域を管轄する都道府県の知事が実施する試験を経てその登録を受けた国家戦略特別区域限定保育士が、その区域に限定して児童の保育等を業として行うことができる」とされていたが、国家戦略特別区域法の一部改正により、これまでにその資格を取得した者を除き同制度が廃止され、児童福祉法におい

て同制度に代わる地域限定保育士制度が創設されたことをいう。以下同じ。)に伴う所要の整備を行うものであること。

(第25条、第31条、第33条、第46条及び第49条
並びに附則第7項、第9項及び第10項関係)

3 池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年池田市条例第2号）の一部改正〔第3条関係〕

(1) 児童福祉法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものであること。

(第14条関係)

(2) 乳児等通園支援事業所の職員の基準について、地域限定保育士制度の一般制度化に伴う所要の整備を行うものであること。

(第23条関係)

4 池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第20号）の一部改正〔第4条関係〕

(1) 放課後児童健全育成事業所の放課後児童支援員の基準について、地域限定保育士制度の一般制度化に伴う所要の整備を行うものであること。

(第13条関係)

(2) 児童福祉法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものであること。

(第15条関係)

5 この条例は、令和7年10月1日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第93号 参 考

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第1条～第24条 （略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第52条 （略） 2 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第1条～第14条 （略） （虐待等の禁止） 第15条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為	1 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第1条～第24条 （略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第52条 （略） 2 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第1条～第14条 （略） （虐待等の禁止） 第15条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与え

改 正 前	改 正 後
をしてはならない。 第16条～第24条（略） （職員） 第25条（略） 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）・（2）（略） 3（略） 第26条～第30条（略） （職員） 第31条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務	る行為をしてはならない。 第16条～第24条（略） （職員） 第25条（略） 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「<u>地域限定保育士等</u>」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> （1）・（2）（略） 3（略） 第26条～第30条（略） （職員） 第31条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全

改 正 前	改 正 後
の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(4) (略) 3 前項に規定する保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第32条 (略) (職員) 第33条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。	部を委託する小規模保育事業所A型又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(4) (略) 3 前項に規定する保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第32条 (略) (職員) 第33条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

改 正 前	改 正 後
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）とする。 (1)～(4) (略) 3 前項に規定する保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第34条～第45条 (略) (職員) 第46条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 (1)～(4) (略) 3 前項に規定する保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の数の算	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）とする。 (1)～(4) (略) 3 前項に規定する保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第34条～第45条 (略) (職員) 第46条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 (1)～(4) (略) 3 前項に規定する保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の数の算定に当たつ

改 正 前	改 正 後
定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第47条・第48条 (略) (職員) 第49条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）とする。 (1)～(4) (略) 3 前項に規定する保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の数の算	ては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第47条・第48条 (略) (職員) 第49条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）とする。 (1)～(4) (略) 3 前項に規定する保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の数の算定に当たつ

改 正 前	改 正 後
定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第50条・第51条 （略） 附 則 1～6 （略） （小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 8 （略） 9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて	ては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第50条・第51条 （略） 附 則 1～6 （略） （小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第31条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 8 （略） 9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて

改 正 前	改 正 後
必要となる保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の数を超えるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士（<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>を含む。）の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者又は<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を<u>保育士の数</u>（前2項の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項の規定により算定される<u>ものをいう。</u>）の3分の2以上、置かなければならない。 3 池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第1条～第13条 （略） （虐待等の禁止） 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の</u>	必要となる保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の数を超えるときは、第31条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士（<u>地域限定保育士等</u>を含む。）の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を前2項の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項の規定により算定される<u>保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。 3 池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第1条～第13条 （略） （虐待等の禁止） 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の</u>

改 正 前	改 正 後
<u>10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第15条～第22条 （略） （職員） 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 （略） 第24条～第28条 （略） 4 池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 第1条～第12条 （略） （放課後児童支援員等）	<u>10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第15条～第22条 （略） （職員） 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する</u>国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 （略） 第24条～第28条 （略） 4 池田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 第1条～第12条 （略） （放課後児童支援員等）

改 正 前	改 正 後
第13条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事その他都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) 第14条 (略) (虐待等の禁止) 第15条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第13条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、大阪府知事その他都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士（<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前</u>の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) 第14条 (略) (虐待等の禁止) 第15条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

改正前	改正後
第16条～第25条（略）	第16条～第25条（略）

議案第 9 4 号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 0 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例
の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年池田市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。））」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

- 1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）に定める健康診断に準じて行わなければならないとしているところ、これまでは児童相談所等において利用開始前に行われた健康診断が利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合にあっては、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができるとしていたが、これに加え、母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）に定める健康診査が行われ、利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合にあっては、利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部を行わないことができるとするものであること。

（第 1 9 条関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後				
第1条～第18条（略） （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第19条（略） 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>	第1条～第18条（略） （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第19条（略） 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table><tr><td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr><tr><td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr></table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

改正前	改正後
3・4 (略) 第20条～第51条 (略)	3・4 (略) 第20条～第51条 (略)

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部改正について

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 0 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

児童福祉法の一部改正により創設された保育所等の職員による児童への虐待の防止等に関する制度において、虐待に対し市長が講じた措置に関し、市長が指定する者に報告するものとされ、また、当該市長が指定する者は意見を述べることができるとされたことについて、池田市保育所等設置認可等審議会の委員を指定し、同審議会において処理することとするため、本条例の一部を改正するものである。

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部を改正する条例（案）

池田市保育所等設置認可等審議会条例（平成28年池田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく保育所等の認可等及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の認可等について審議するため、本市に」を「本市に、」に改める。

第2条中「審議会は」の次に「、市長の諮問に応じ」を加え、「関して、」を「関し」に改め、「調査審議し、」の次に「その」を加え、同条第1号中「法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」に改め、同条第5号中「認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、市長は、審議会の委員について法第33条の10第3項第3号の規定による指定を行うものとし、審議会において、法第33条の15の規定によりその指定を受けた者の権限に属させられた事項を処理する。

第3条第2項中「掲げる者」の次に「であって法第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもの」を加え、同項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部改正について

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、保育所等の職員による児童への虐待に対し市長が講じた虐待の事実確認又は保育所等の事業を行う者に対する指導等の措置について報告の受理及び意見の陳述をすべく、児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であって当該報告の受理及び意見の陳述において公正な判断をすることができるものとして、池田市保育所等設置認可等審議会の委員を指定するものとし、当該報告の受理及び意見の陳述に係る事項を同審議会において処理することとするものであること。また、これに伴い、同審議会の委員の構成に係る整備その他所要の整備を行うものであること。

（第 1 条から第 3 条まで関係）

- 2 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第95号 参 考

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
（設置） 第1条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく保育所等の認可等及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の認可等について審議するため、本市に池田市保育所等設置認可等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> （所掌事項） 第2条 審議会は、次に掲げる事項に<u>関して</u>、調査審議し、意見を述べるものとする。 (1) <u>法第34条の15第4項に規定する認可に関すること。</u> (2)～(4) （略） (5) <u>認定こども園法第17条第3項に規定する認可に関すること。</u> (6)・(7) （略）	（設置） 第1条 <u>本市に、池田市保育所等設置認可等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> （所掌事項） 第2条 審議会は、<u>市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、その意見を述べるものとする。</u> (1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第4項に規定する認可に関すること。</u> (2)～(4) （略） (5) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項に規定する認可に関すること。</u> (6)・(7) （略）

改 正 前	改 正 後
(組織等) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)・(2) (略) <u>(3) その他市長が必要と認める者</u> 3～5 (略) 第4条～第7条 (略)	<u>2 前項に定めるもののほか、市長は、審議会の委員について法第33条の10第3項第3号の規定による指定を行うものとし、審議会において、法第33条の15の規定によりその指定を受けた者の権限に属させられた事項を処理する。</u> (組織等) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者<u>であつて法第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもの</u>のうちから市長が委嘱する。 (1)・(2) (略) 3～5 (略) 第4条～第7条 (略)

議案第 9 6 号

池田市建築基準法施行条例の一部改正について

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 0 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

池田市建築基準法施行条例（平成１３年池田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表６３の項中「第１３７条の１２第６項」を「第１３７条の１２第１１項」に改め、同表６４の項中「第１３７条の１２第７項」を「第１３７条の１２第１２項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１１月１日から施行する。

池田市建築基準法施行条例の一部改正について

- 1 引用条項の整理を行うものであること。

(別表関係)

- 2 この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第96号 参 考

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後		
本則（略）			本則（略）		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
	区分	金額		区分	金額
1～62	(略)		1～62	(略)	
63	令第137条の12第6項の規定による認定の申請	(略)	63	令第137条の12第11項の規定による認定の申請	(略)
64	令第137条の12第7項の規定による認定の申請		64	令第137条の12第12項の規定による認定の申請	
65～68	(略)		65～68	(略)	
備考（略）			備考（略）		
付表1～付表11（略）			付表1～付表11（略）		

議案第 9 7 号

令和 7 年度池田市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度池田市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 3 0 日 提出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

第 1 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
多世代交流施設整備事業	令和 8 年度	1, 161, 600 千円	令和 8 年度	1, 425, 600 千円